指定地域勤務者レクリェーション補助金支給規程

- **第1条** この規程は、指定地域勤務者レクリェーション補助金の支給につき必要な事項を定めたものである。
- **第2条** この規程に定めるレクリェーションとは、組合の被保険者及びその被保険者が健康の保持増進をはかるための保養を目的とするもので、1泊以上の宿泊を伴うものである。
- **第3条** この規程の適用を受けられる者は、組合の直営保養所、契約保養所を利用し難い場所に勤務する被保険者及びその被扶養者とする。
- 2 規定する場所は次の地域とする。
 - (1) 北海道
 - (2) 東 北 (青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島)
 - (3) 北陸(石川、富山)
 - (4) 中国(広島、山口、島根、鳥取、岡山)
 - (5) 四国
 - (6) 九 州
- 第4条 補助金は、この規定を受けられる者に対して年間 1人 1回に限り 4,000円支給する。 ただし、7歳未満の被扶養者に対しては半額を支給する。
- **第5条** 補助金の申請は、指定地域勤務者レクリェーション補助金申請書(様式1号)により、 所属事業所を経由して行なうものとする。
- 2 前項の申請書には、利用した施設(旅館、保養所等)の領収書もしくはその写を添付する ものとする。
- 第6条 組合は、申請書を受理した場合は審査のうえ、補助金を申請者の所属事業所へ送金する。
- 第7条 この規程の改廃は理事会の承認を要する。

附則

この規程は昭和52年4月1日から適用する。

附則

この改正規程は昭和56年4月1日から適用する。(標題、第1条、第5条、様式1号)